

防府市告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第八条の規定に基づき、市道の路線を次のとおり認定する。
その関係図面は、令和七年七月三日から十五日間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦
覧に供する。

令和七年七月三日

防府市長
池田豊

整理番号	路線名	終起点	重要な経過地
〇四―一八三	地神堂十一号線	大字仁井令字塩入九八一番一地从先から 大字仁井令字塩入九八一番八地从先まで	
〇四―一八四	清水町二号線	清水町一六九三番六地先から 清水町一六九三番九地先まで	
〇四―一八五	古谷河内四号線	大字仁井令字西中みとろ一〇三三番一地从先から 大字仁井令字西中みとろ一〇三三番二五地先まで	
〇四―一八六	古谷河内地神堂線	大字仁井令字中みとろ一〇二七番一地从先から 大字仁井令字下みとろ一〇二三番三地从先まで	
〇四―一八七	開出西町二号線	開出西町一五三八番三地从先から 開出西町一五四九番三地从先まで	
〇五―一二八	新前町九号線	大字田島字上地四筋第五五八四番七地从先から 大字田島字上地四筋第五五八四番一八地从先まで	
〇七―〇八一	晒石十三号線	大字仁井令字東浜田上八三九番五地从先から 大字仁井令字東浜田下八六六番一五地从先まで	
〇七―〇八二	松原六号線	大字新田字見世屋五二五番一七地从先から 大字新田字見世屋五二三番一七地从先まで	
〇八―一〇八	中新田七号線	新田一丁目一一二五番一〇地从先から 新田一丁目一一二五番一〇地从先まで	

